

# 新田原飛行場周辺の航空機騒音状況

新田原飛行場周辺に設置している自動騒音測定装置で測定した各測定点の日ごとのWECPNL及び騒音発生回数は次のとおりです。

【平成25年1月】

上段:単位(WECPNL)  
下段:騒音発生回数

	測定地点(場所)	1日 (火)	2日 (水)	3日 (木)	4日 (金)	5日 (土)	6日 (日)	7日 (月)	8日 (火)	9日 (水)	10日 (木)	11日 (金)	12日 (土)	13日 (日)	14日 (月)	15日 (火)	16日 (水)
1	個人宅 (宮崎県児湯郡新富町)	-- 0	-- 0	-- 0	-- 0	57.6 3	-- 0	85.1 70	85.9 166	88.9 160	85.0 64	84.4 65	-- 0	-- 0	80.3 12	89.7 127	86.1 133
2	個人宅 (宮崎県児湯郡新富町)	44.1 1	44.0 1	-- 0	55.4 1	-- 0	-- 0	68.5 58	75.7 143	75.4 111	75.3 55	70.4 65	44.6 1	-- 0	-- 0	77.7 120	76.5 97
3	個人宅 (宮崎県西都市)	-- 0	-- 0	-- 0	-- 0	-- 0	-- 0	83.7 75	89.6 159	87.9 129	85.6 70	84.0 67	-- 0	-- 0	-- 0	86.6 103	88.7 73
4	個人宅 (宮崎県西都市)	54.9 1	-- 0	-- 0	-- 0	-- 0	46.7 2	70.5 47	78.3 123	77.5 112	73.2 42	73.1 56	58.3 2	44.6 1	50.5 1	79.8 120	78.8 76
5	調殿地区学習等供用施設 (宮崎県西都市)	-- 0	-- 0	-- 0	-- 0	46.8 1	-- 0	58.9 6	68.3 36	65.5 26	63.8 12	-- 0	-- 0	-- 0	-- 0	67.9 19	66.1 29
6	上新田地区学習等供用施設 (宮崎県児湯郡新富町)	-- 0	47.5 1	-- 0	-- 0	-- 0	-- 0	66.4 46	74.5 91	73.8 73	70.1 16	65.9 21	-- 0	-- 0	53.6 1	73.6 56	71.7 44

No.	測定地点(場所)	17日 (木)	18日 (金)	19日 (土)	20日 (日)	21日 (月)	22日 (火)	23日 (水)	24日 (木)	25日 (金)	26日 (土)	27日 (日)	28日 (月)	29日 (火)	30日 (水)	31日 (木)
1	個人宅 (宮崎県児湯郡新富町)	84.1 119	80.1 50	-- 0	-- 0	76.1 76	83.6 69	88.5 115	84.8 159	76.8 45	49.8 3	44.0 1	85.9 94	87.2 149	86.5 88	87.6 98
2	個人宅 (宮崎県児湯郡新富町)	77.3 83	75.8 36	57.1 1	-- 0	75.0 33	74.2 79	79.0 114	79.0 141	65.5 34	45.0 1	-- 0	70.4 65	75.3 130	73.4 96	73.8 117
3	個人宅 (宮崎県西都市)	88.2 70	85.2 42	-- 0	44.4 1	88.6 41	88.4 62	90.3 83	91.3 105	83.6 22	-- 0	-- 0	86.0 80	87.0 114	87.1 100	86.6 108
4	個人宅 (宮崎県西都市)	79.7 62	76.1 37	-- 0	-- 0	73.7 29	75.8 56	76.7 72	78.6 94	70.4 19	-- 0	-- 0	73.0 53	77.5 103	75.2 79	76.0 101
5	調殿地区学習等供用施設 (宮崎県西都市)	67.6 27	61.1 12	-- 0	-- 0	67.9 24	66.3 21	67.8 27	68.7 38	60.7 15	62.1 7	57.6 1	64.2 13	67.9 47	63.3 18	65.8 26
6	上新田地区学習等供用施設 (宮崎県児湯郡新富町)	68.3 39	70.5 24	-- 0	44.1 1	68.7 29	65.4 25	75.1 54	70.9 60	56.5 6	44.2 1	-- 0	68.3 32	70.5 49	71.3 46	72.9 70

WECPNLとは？

WECPNLは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価継続感覚騒音基準)の略で、音響の強度(dB(A):デシベル)、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量(総暴露量)を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO(国際民間航空機構)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。

この評価方法は、環境省告示の「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境省告示第154号)において、同単位を用いて環境基準を定めています。

お問い合わせ先  
九州防衛局 企画部 防音対策課  
092-483-8824